

最高裁秘書第1153号

平成31年3月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

2月11日付け（同月13日受付、最高裁秘書第731号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「判事採用選考要領」と題する文書（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

判事採用選考要領

弁護士経験者を判事に採用するための選考の要領は、次のとおりとする。

1 選考の実施時期等

毎年10月に実施するほか、申込者数の状況を見て隨時実施する。

期日及び場所は、最高裁判所が別途定める。

2 判事任命候補者名簿登載予定人員

年間約20名

3 選考を受けることができる者

弁護士の職にあり、その年数が15年以上の者であって、年齢55歳未満の者

4 選考を受けることができない者

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 裁判所法46条の規定に該当する者

5 報酬

弁護士としての経験年数を考慮して決定する。

6 任地

本人の希望、家族関係等を考慮し、住居地又はその周辺の裁判所とする。

7 選考の内容

- (1) 口述試験 人物及び専門的素養について、面接による考査を行う。
- (2) 健康診断 裁判官の職務に堪えられるかどうかについて行う。
- (3) 身上調査 選考を受けることができる資格の有無及び申込書記載事項の真否について行う。

8 申込方法

(1) 申込書類を最高裁判所事務総局人事局又は所属弁護士会に対応する地方裁判所に持参又は郵送する。

(2) 申込受付期間 随時

(3) 申込書類

ア 申込書（所定の様式による。）

イ 履歴書

ウ 弁護士登録期間を証する証明書

エ 戸籍謄本

オ 写真

9 オリエンテーション

毎年1月までに判事に任命された者に対しては、同年3月までにオリエンテーションを行う。

10 その他

この要領3に該当しない者からの裁判官の採用については、従前のとおりとする。